

岡崎市総合事業住民主体訪問型サービス事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、高齢者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、岡崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5条第1号アの(ウ)及び同条同号アの(I)に規定する介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス（以下「住民主体訪問型サービス」という。）を行う団体に対して、毎年度の予算の定める範囲において、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に係る岡崎市総合事業住民主体訪問型サービス事業費補助金を交付する。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を申請することができる者（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体であって、1年以上の活動実績を有するものとする。ただし、活動実績が1年未満の団体であっても、活動の実施体制が整備されていると市長が認めるときは、この限りではない。

- (1) 公益社団法人岡崎市シルバー人材センター
- (2) 社会福祉法人
- (3) 特定非営利活動法人
- (4) 岡崎市が認めている市内の学区福祉委員会、町内会、老人クラブ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める法人もしくは団体

(補助対象事業)

第4条 この事業が対象とする住民主体訪問型サービスの事業内容は、専門的な技術を必要としないものであって、当該サービス利用者（以下「利用者」という。）が日常生活を営む上で必要な、本来利用者本人が行うべき行為の代行行為となる多様な生活支援サービス（日常のごみ出し、買い物、電球の交換、家具の移動、草取り、大掃除等の多様なサービス）の提供に当たり、利用者とサービス提供を実際に行う者（以下「サービス提供者」という。）とのマッチング（以下「コーディネート」という。）を行うもので、次の各号のとおりとする。

- (1) 実施要綱第5条第1号アの(ウ)に規定する困りごと支援型訪問サービス（以下「困りごと支援型訪問サービス」という。）として、有償ボランティア等のサービス提供者により、サービスにかかる対価を有償にて提供し、そ

の提供に際してのコーディネートを行うもので、年間のコーディネート件数が 120 件(事業の実施月が 12 か月に満たない場合は、実施月数に 10 を乗じた件数)を超えるもの。

- (2) 実施要綱第 5 条第 1 号アの(I)に規定する地域支えあい型訪問サービス(以下「地域支えあい型訪問サービス」という。)として、無償ボランティアのサービス提供者により、サービスにかかる対価を無償(提供にかかる直接経費の実費弁償は除く)にて提供し、その提供に際してのコーディネートを行うもので、年間のコーディネート件数が 60 件(事業の実施月が 12 か月に満たない場合は、実施月数に 5 を乗じた件数)を超えるもの。
 - (3) 前各号のサービスの対象者は、年間の利用者の過半数が総合事業の対象者であれば、一般高齢者や障がい者など、総合事業の対象者とならない者が含まれていても良いものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するサービス提供のためのコーディネートは、補助の対象事業とならない。
- (1) 総合事業の対象者に対するサービス提供に当たって必要となる、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援(以下「介護予防支援」という。)又は実施要綱第 5 条第 1 号ウに規定する介護予防ケアマネジメント(以下「介護予防ケアマネジメント」という。)において、利用者の介護予防の観点から、ふさわしくないと判断されたサービス
 - (2) 年間の利用者の過半数が総合事業の対象者とならない場合の、総合事業の対象者とならない者に対するサービス
 - (3) サービスの実施にあたり、他法令等に抵触すると判断されるサービス
- 3 第 1 項に規定するサービス提供者は、次の各号に定める要件を満たしていかなければならない。
- (1) 困りごと支援型訪問サービスのサービス提供者は、シルバ一人材センターが実施する家事援助講習、介護補助員講習又は岡崎市が実施若しくは指定する一定の講習を受講していること。
 - (2) 地域支えあい型訪問サービスのサービス提供者は、介護福祉士、介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 3 条第 1 項に規定する養成研修修了者又は岡崎市が実施若しくは指定する一定の講習を受講した者が所属する団体において、サービス提供することに問題が無いことを確認され、当該団体に登録されていること。
- (遵守基準)

第 5 条 当該事業を実施する補助対象団体(以下「補助事業団体」という。)は、事業の実施に当たり、次の各号の基準を遵守しなければならない。

- (1) 事業に従事する者及びサービス提供者(以下「従事者等」という。)の清潔

の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。

- (2) 従事者等又は従事者等であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。
- (3) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合に、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、事故の状況及び処置についての記録、損害賠償等その他必要な措置を講じること。
- (4) 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の一ヶ月前までに、岡崎市に必要な事項を届け出ること、並びに利用者に対しての必要な便宜を図ること。
- (5) 前条第3項に規定するサービス提供者の要件を確認できる書類等を備えておくこと。
- (6) サービスを提供するに当たって、総合事業の対象者である利用者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受けていないことが判明した場合には、速やかに利用者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受けられるよう、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターに連絡すること。
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、年間のコーディネート件数に250円を乗じた額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業に要する間接経費（光熱水費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、コーディネートに係る人件費）の総額が前項の規定により算出した額に満たない場合は、当該事業に要する間接経費の総額を補助金の額とする。

(交付申請)

第7条 補助事業団体は、補助金の交付を申請するために、岡崎市総合事業住民主体訪問型サービス事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 岡崎市総合事業住民主体訪問型サービス事業団体概要書（様式第2号）
- (2) 岡崎市総合事業住民主体訪問型サービス事業計画書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、岡崎市総合事業住民主体訪問型サービス事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）を補助事業団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業団体は、事業の実施月の翌月10日までに、岡崎市総合事業住民主体訪問型サービス事業月別実績報告書（参考様式）に、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助事業団体は、事業完了から起算して30日を経過した日、又は交付決定に係る会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、岡崎市総合事業住民主体訪問型サービス事業最終実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 支出を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合、報告書等の審査を行い、前条第2項の報告による事業の最終実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡崎市総合事業住民主体訪問型サービス事業費補助金確定通知書（様式第7号）を補助事業団体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条の規定により補助金の額の確定後、補助事業団体の請求により交付する。

（報告等）

第12条 市長は、補助金の支給に関して必要があると認めるときは、補助事業団体に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該団体の事務所等に立ち入り、検査することができる。

（補助金の終期）

第13条 補助金の終期は、平成32年3月31日とする。ただし、制度の見直し改定については隨時実施する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。